

# エアコン設置・修理に係る電気工事業法の対象となる主な作業について

エアコン設置・修理について、電気工事業法に基づく手続（登録又は届出）が必要な主な作業は以下のとおりです。

○室内機への内外接続電線の差込作業

○他配管と一体化(配管ダクト、化粧テープ巻等)した内外接続電線を壁等に固定する作業  
○内外接続電線を壁等に直接固定する作業

○コンセント増設、専用回路敷設、電圧切替、ブレーカー交換等の作業

○配管穴を取り付ける作業

○配管内部が容易に確認できる配管穴に接続電線(他配管と一体化したものを含む)を通す作業  
○配管内部が容易に確認できない配管穴(隠ぺい配管)に接続電線(他配管と一体化したものを含む)を通す作業

○室外機への内外接続電線の差込作業



○内外接続電線相互の接続



○I/Fと接地線の接続、接地端子の接続、接地線相互の接続、接地線と接地極の接続、接地極の埋設

